

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號四第 卷二十五第

月四年六十和昭

## 論 叢

大島貞益とその思想……………

經濟學博士 本庄榮治郎

日本經濟の再生産機構の研究のために……………

經濟學博士 柴田敬

管子の經濟思想……………

經濟學士 穗積文雄

## 研 究

アダム・スミスの自然的自由……………

經濟學士 白杉庄一郎

中小工業統制組織と金融問題……………

經濟學士 田 杉 競

輸出向絹織業の確立……………

經濟學士 堀江英一

## 說 苑

所得の分配と累進税……………

經濟學博士 汐見三郎

モンテスキューの經濟思想……………

經濟學士 河野健二

梁漱溟の村治論……………

經濟學士 菊田太郎

## 附 錄

彙 報

外國雜誌論題

## 説苑

### 所得の分配と累進税

汐見三郎

#### 第一序言

昭和十六年度豫算を見ると、廣義の租税収入は約四十二億五千二百萬圓（歳入經常部の租税収入が二十九億五百万圓、印紙収入の中の租税収入が一億八百萬圓、專賣局益金が三億三千五百萬圓）（歳入臨時部の臨時利得税が七億八千四百圓特別法人税が百萬圓）（地方分與税分與金特別會計の地租營業税が一億千八百萬圓）の多きに達してゐる。その中で最も多額を占めてゐるのは所得税であつて、狹義の所得税たる個人所得税（分類所得税と綜合所得税）だけでも十一億九千四百萬圓を示してゐる。

所得税は各種の特色を有してゐるが、累進税率を採

所得の分配と累進税

用してゐる事も其の著しきものである。累進税の根據については種々の學説があるが、大所得と小所得との負擔に差等をつけ所得の分配を調整する作用を有する事が認められるのである。これ累進税が所得の分配と密接なる關係を有する所以である。

以下、大正十四年度と昭和十四年度との資料を用ひて第三種所得税の累進税率が所得の分配の調整にどれ程までの影響を與へてゐるかを明かにしたい。特に大正十四年度と昭和十四年度とを選び出したのは次の二つの理由に基く。一つは大正十四年の日本銀行卸賣物價指數は二六七・八にして昭和十四年の日本銀行卸賣物價指數二七七・五と殆んど同じであつて比較に便なる爲めである。二つには大正十四年度の所得金額が最も大きく翌十五年度より所得金額が減少してゐるので、昭和十四年度と比較するには他に適當の年度が見つからなかつたからである。

#### 第二 所得税法の改正

第五十二卷

四八九

第四號

九一

大正十四年度の所得税法では第三種所得八百圓以上の場合には、二十一の階段（八百圓、八百圓超過千圓以下、千圓超過千五百圓以下、千五百圓超過二千圓以下、二千圓超過三千圓以下、三千圓超過五千圓以下、五千圓超過七千圓以下、七千圓超過一萬圓以下、一萬圓超過一萬五千圓以下、一萬五千圓超過二萬圓以下、二萬圓超過三萬圓以下、三萬圓超過五萬圓以下、五萬圓超過七萬圓以下、七萬圓超過十萬圓以下、十萬圓超過二十萬圓以下、二十萬圓超過五十萬圓以下、五十萬圓超過百萬圓以下、百萬圓超過二百萬圓以下、二百萬圓超過三百萬圓以下、三百萬圓超過四百萬圓以下、四百萬圓超過）に分ち最低百分の〇・五最高百分の三十六の超過額累進税率で課税したのである。

昭和十四年度の税法では、第三種所得千圓以上の場合には、二十四の階段（千圓、千圓超過千二百圓以下、千二百圓超過千五百圓以下、千五百圓超過二千圓以下、二千圓超過三千圓以下、三千圓超過五千圓以下、五千圓超過七千圓以下、七千圓超過一萬圓以下、一萬圓超過一萬五千圓以下、一萬五千圓超過二萬圓以下、二萬圓超過三萬圓以下、三萬圓超過五萬圓以下、五萬圓超過七萬圓以下、七萬圓超過十萬圓以下、十萬圓

超過十五萬圓以下、十五萬圓超過二十萬圓以下、二十萬圓超過三十萬圓以下、三十萬圓超過五十萬圓以下、五十萬圓超過七十萬圓以下、七十萬圓超過百萬圓以下、百萬圓超過二百萬圓以下、二百萬圓超過三百萬圓以下、三百萬圓超過四百萬圓以下、四百萬圓超過）に分ち最低百分の一最高百分の五十五の超過額累進税率で課税してゐる。

大正十四年度の八百圓、八百圓超過千圓以下の二階段と昭和十四年度の千圓の一階段とは共通性を有してゐないから之を除く事とした。更に昭和十四年度の階段は大正十四年度に比し細分せられてゐるから比較する爲めには合算を行ふ必要のある部分がある。前者の千圓超過千二百圓以下と千二百圓超過千五百圓以下とを合して後者の千圓超過千五百圓以下とし、前者の十萬圓超過十五萬圓以下と十五萬圓超過二十萬圓以下とを合して後者の十萬圓超過二十萬圓以下とし、前者の二十萬圓超過三十萬圓以下と三十萬圓超過五十萬圓以下とを合して後者の二十萬圓超過五十萬圓以下とし、前者の五十萬圓超過七十萬圓以下と七十萬圓超過百萬

圓以下とを合して後者の五十萬圓超過百萬圓以下とし

たのが其の例である。

所得階 段	大正十四年度		昭和十四年度	
	所得金額	所得稅額	所得金額	所得稅額
第一、千圓超過	五三、七六〇	四、六八〇	七三、三九四	八、八七四
第二、千五百圓超過	三三、〇〇〇	四、〇〇〇	四三、〇〇〇	八、八四一
第三、二千圓超過	三九、二八〇	七、二二〇	四九、七三三	一四、三三三
第四、三千圓超過	四六、六六〇	一〇、〇〇〇	五六、三三三	一八、〇〇〇
第五、五千圓超過	五八、六六〇	一〇、〇〇〇	六四、三三三	二〇、六六六
第六、七千圓超過	六九、〇〇〇	一〇、〇〇〇	七四、三三三	二三、三三三
第七、一萬圓超過	七九、〇〇〇	一〇、〇〇〇	八四、三三三	二六、〇〇〇
第八、一萬五千圓超過	九七、七六〇	一〇、〇〇〇	一〇四、三三三	三〇、七六六
第九、二萬圓超過	一一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一二四、三三三	三五、〇〇〇
第十、三萬圓超過	一三六、六六〇	一〇、〇〇〇	一四五、三三三	四〇、六六六
第十一、五萬圓超過	一五五、七三三	一〇、〇〇〇	一七五、三三三	四六、三三三
第十二、七萬圓超過	一七六、六六六	一〇、〇〇〇	一九五、三三三	五二、〇〇〇
第十三、十萬圓超過	一九七、七六六	一〇、〇〇〇	二一五、三三三	五七、七六六
第十四、二十萬圓超過	二四〇、七六六	一〇、〇〇〇	二五八、三三三	七〇、七六六
第十五、五十萬圓超過	三〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三一八、三三三	八三、七六六
第十六、百萬圓超過	三七五、七三三	一〇、〇〇〇	三八三、三三三	一〇〇、七三三
第十七、二百萬圓超過	四七五、七三三	一〇、〇〇〇	四八三、三三三	一二〇、七三三
第十八、三百萬圓超過	五〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五〇八、三三三	一二七、〇〇〇
第十九、四百萬圓超過	五三〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五三三、三三三	一三五、〇〇〇
計	二、七五五、〇〇〇	二二〇、〇〇〇	四、五七五、七三三	四四八、四四五

### 第三 所得金額と所得稅額

かくして所得の大小に應じ十九階段に分ち所得の分配を研究する事としたのである。各所得階段別に「所得金額」と「所得稅額」と「所得金額より所得稅額を差引きたる「殘額」とを計算し大正十四年度と昭和十四年度との數字を比較すると上掲の結果を得るのである。

(單位千圓)  
第三種所得稅が累進

所得の分配と累進稅

税である爲めに階段を加へる毎に税額が大となつてゐる。従つて最初の所得の分配と税引きの所得の分配とは全く異つた相貌を示してゐる。

#### 第四 所得の分配の變化

所得の分配の變化を知る爲めに次の三つの手續をとつた。第一に總所得金額を一〇〇とし其れが各所得階段に如何に分布せられてゐるかを比率で明かにした。第二に累進税率が現實に如何に適用せられてゐるかを各所得階段につき算定した。最後に第三種所得税を納付した殘額の所得が如何なる分配状態になつてゐるかを示す爲めに殘餘所得總額を一〇〇とし其れが各所得階段に如何に分布せられてゐるかを比率で現はしたのである、次の如くである。

所得金額について云へば大正十四年度が専ら小所得階段に集中してゐるに反し昭和十四年度はやゝ大中小所得に移行してゐる形をとつてゐる。然るに累進税率の上り方は大正十四年度より昭和十四年度の方が急カー

所得階段	所得金額(%)	税率(%)	殘額(%)	税額(%)
第一	10.0	0.8	1.3	0.8
第二	11.0	1.3	2.0	1.7
第三	13.0	1.9	3.1	3.7
第四	14.0	2.9	4.8	5.0
第五	16.0	3.8	6.4	7.6
第六	17.0	4.8	8.0	9.2
第七	18.0	6.0	10.8	11.2
第八	19.0	7.2	13.7	13.3
第九	20.0	8.6	17.2	15.4
第十	21.0	10.6	22.3	18.5
第十一	22.0	12.6	27.9	21.6
第十二	23.0	14.6	33.6	24.7
第十三	24.0	16.6	39.7	27.8
第十四	25.0	19.5	47.4	31.9
第十五	26.0	22.9	56.7	36.0
第十六	27.0	26.4	66.7	40.1
第十七	28.0	30.1	77.4	44.2
第十八	29.0	33.9	88.8	48.3
第十九	30.0	38.0	100.0	52.4
計	100.0	—	100.0	—

所得分配の狀況が類似して來てゐる。尙ほ本表に於て

を畫いてゐる爲めに税引き殘額に於ては大正十四年度と昭和十四年度のとの

は課税前も課税後も同じ所得階段に屬してゐるものとして所得の分配を研究したのであるが、真相はそうではない。即ち所得の少なからざる部分は課税により本來の所得階段より脱落し少額の所得階段に移行するのである。もし此の點に關する詳細なる數字が得られると税引き残額に於て大正十四年度と昭和十四年度との所得の分配の類似點は一層強くなつてくるのである。

### 第五 累進税率の所得分配調整

所得の分配をバレット線で計算すると、aは大正十四年度に一・七一四一であり昭和十四年度に一・五九三七となつてゐる。シン普森式の $\eta$ を算定すると、大正十四年度に〇・九二〇六であり昭和十四年度に一・〇四三五である。<sup>1)</sup>然しこれは第三種所得税を課税するまでの所得分配である。第三種所得税を課税した後の所得分配に至つては、昭和十四年度の累進税率が大正十四年度の累進税率よりも強く變つてゐるから、課税前とは全く違つた形を示してゐるのである。ただ資料の不足から課税後のバレット線のa又はシン普森式の $\eta$

を計算し得ないのは遺憾である。

思ふに所得分配の問題は關連する所が廣く單に經濟的條件のみならず其の時代に存する經濟外的條件をも取り入れる必要がある。假に經濟的條件のみに限定しても所得分配には質的な問題が存し單なる數量の加算的な問題と看做すを得ないのである。<sup>2)</sup>茲には所得分配を單に加算的のものとし、所得の分配を累進税率が相當程度まで調整する力のある事を示したのである。

× × ×

大正十四年度と昭和十四年度との第三種所得税は上述の税率の外に種々の變化が見受けられる。配當所得の控除が四割と二割と異つてゐる事を始め山林所得の課税方法とか勤勞所得控除とか扶養家族控除とか若干の變化があり嚴密なる意味の比較は之を試みる事が出來ない。然し大體の結論には誤りが無い筈である。尙ほ昭和十五年度の税制の根本的改革の結果として所得税が所得分配を調整する作用を一層強く發揮してゐる譯であるが資料の關係から全く觸れないで置く。

1) 著、改訂國民所得の分配170—171頁  
2) 著、改訂國民所得の分配13頁